社会保険労務士法（抄）

昭和４３年　６月　３日法律第８９号
令和　２年　６月１２日法律第５４号改正まで

（目　　的）

第　１　条　この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

（社会保険労務士の業務）

第　２　条　社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一　別表第１に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二　申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三　労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第２５条の２第１項において「事務代理」という。）。

一の四　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成１３年法律第１１２号）第６条第１項の紛争調整委員会における同法第５条第１項のあつせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第７４条の７第１項、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第３０条の６第１項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１８条第１項、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第４７条の８第１項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第５２条の５第１項及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第７６号）第２５条第１項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の五　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第１条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和２１年法律第２５号）第６条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和２３年法律第２５７号）第２６条第１項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六　個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が１２０万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼

者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成１６年法律第１５１号）第２条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

二　労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

三　事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

２　前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第１４条の１１の３第１項の規定による付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）に限り、行うことができる。

３　紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。

一　第１項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続（以下この項において「紛争解決手続」という。）について相談に応ずること。

二　紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。

三　紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。

４　第１項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

（登　　録）

第１４条の２　社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

２　他人の求めに応じ報酬を得て、第２条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

３　事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第２条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第１項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（名称の使用制限）

第２６条　社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

２　社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

３　社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

（業務の制限）

第２７条　社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第２条第１項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

第３２条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

一～五　〔略〕

六　第２７条の規定に違反した者

２　〔略〕

第３３条　次の各号のいずれかに該当する者は、１００万円以下の罰金に処する。

一～二　〔略〕

三　第２６条の規定に違反した者

別表第１（第２条関係）

1　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
2　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）
3　職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）
4　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）
5　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和３１年法律第１２６号）
6　削　除
7　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）
8　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和３３年法律第１５８号。第１０条の２の規定に限る。）
9　最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）
10　中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）
11　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和５２年法律第９４号）
12　じん肺法（昭和３５年法律第３０号）
13　障害者の雇用の促進等に関する法律
14　削　除
15　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号。第２５条の規定に限る。）
16　労働災害防止団体法（昭和３９年法律第１１８号）
17　港湾労働法（昭和６３年法律第４７号）
18　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
19　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和４２年法律第９２号）
20　労働保険の保険料の徴収等に関する法律
20の２　家内労働法（昭和４５年法律第６０号）
20の３　勤労者財産形成促進法（昭和４６年法律第９２号）
20の４　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）
20の５　沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号。第７８条の規定に限る。）

20の6　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
20の7　作業環境測定法（昭和５０年法律第２８号）
20の8　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）
20の9　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和５１年法律第３４号）
20の10　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和５６年法律第７２号。第１６条（第１８条の規定により読み替える場合を含む。）及び第２０条の規定に限る。）
20の11　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
20の12　地域雇用開発促進法（昭和６２年法律第２３号）
20の13　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第５７号）
20の14　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第６３号）
20の15　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成４年法律第９０号）
20の16　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
20の17　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
20の18　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号。第１３条の規定に限る。）
20の19　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
20の20　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
20の21　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成１８年法律第４号。第３８条及び第５９条の規定に限る。）
20の22　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）
20の23　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）
20の24　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。第１６条第１項及び第２１条第２項の規定に限る。）
20の25　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成２６年法律第１３７号）
20の26　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）
20の27　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）
20の28　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和２年法律第５４号）
21　健康保険法
22　船員保険法
23　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和２８年法律第２０６号）
24　厚生年金保険法
25　国民健康保険法
26　国民年金法
26の2　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号）
27　独立行政法人福祉医療機構法（平成１４年法律第１６６号。第１２条第１項第十二号及び第十三号並びに附則第５条の２の規定に限る。）
28　石炭鉱業年金基金法（昭和４２年法律第１３５号）
29　児童手当法（昭和４６年法律第７３号）
29の2　平成２２年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成２２年法律第１９号）
29の3　平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成２３年法律第１０７号）

30　高齢者の医療の確保に関する法律
31　介護保険法
32　前各号に掲げる法律に基づく命令
33　行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）